平成２２年（フ）第１６４号
福島県須賀川市山寺道86―10　サンキョウフェニックス102号、住民票上の住所福島県須賀川市中山９番地
債務者　矢吹　幸一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字蛇口５番地79　金子方、前住所栃木県那須郡那珂川町馬頭557番地　岡崎コーポ214号
債務者　荒井　清子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
岐阜県高山市山田町1437番地５
債務者　森下ちづ子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１２１９号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟813号
債務者　松田　らん
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４７号
愛知県津島市百島町字観音坊70番地　アベニュー神守201号
債務者　山内　孝二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８６号
愛知県清須市西田中白山118番地　グランシャローⅠ・101
債務者　塩崎　智広
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３１号
名古屋市南区観音町５丁目41番地　川北ビル４Ｆ号
債務者　濵野麻奈美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６号
三重県津市南新町３番13号
債務者　藤原いつみ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３１号
三重県津市神納町４番１号　テピカルイブ２―303号
債務者　木村　裕彦
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５４号
三重県鈴鹿市郡山町2059番地の11
債務者　福本　亜衣
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６５号
神戸市北区山田町中字長尾サ43番地1032号
債務者　山本　祐生
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６８号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３県住13―537号
債務者　今村　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６９号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３県住13―537号
債務者　今村　博美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８０号
神戸市灘区岩屋中町５丁目２番21―705号
債務者　塩見　慶子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９４号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目４番６号、従前の住所神戸市須磨区潮見台町２丁目２番16―338号
債務者　林　　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９５号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1709号
債務者　中筋　保明
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
兵庫県伊丹市岩屋１丁目３番34―105号、前住所兵庫県伊丹市森本６丁目138番地
債務者　田中　政則
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部